

事務局説明資料



令和4年1月21日（金）

文化庁 文化経済・国際課

1. 文化経済部会基盤・制度WGについて

(1) 設置趣旨

税制上の問題を含め、文化芸術の振興にかかる基盤・制度等について議論・検討する。

また、公的な鑑定評価制度についても、制度のあり方や、導入方法、推進方法等を議論・検討する。

(2) 文化経済部会第1回での関連する議論

<文化と経済の関わり方>

- 無料で文化を提供することもSDGsの観点からも重要。(行政におんぶにだっこではない形が模索されるべきだが) 経済の自律性・非営利・行政の支援の関係についても考えていきたい【岡室】
- (美術界のマーケットサイズの小ささを例に) アカデミアとビジネス、マーケットの世界が互いにつながり合って高めあっていくような仕組みが必要【小池】

<デジタルとの関係>

- 大平政権の田園都市構想と文化重視・文化的成熟という2つの柱。岸田政権でデジタル田園都市構想を打ち出していることも勘案し、デジタルを媒介に成熟文化社会を構想(デジタル文化立国構想)すべきではないか。【吉見】
- 芸術の価値が国境を越えて決められていく状況下で、デジタルと土着的な文化の組み合わせをグローバルに展開していく観点から何が必要か検討すべき【サコ】
- NFTアートやメタバースによって、メディアアートやパフォーミングアーツといった残し方や売り方が難しかったものが新たな形で出せるようになるので、新たな発表の場やプロモーションの場として(NFTやメタバースも)議論すべき【山口】

(参考) 文化経済部会の構造

文化審議会

文化経済部会

我が国文化芸術の持続的な発展、文化芸術組織の自律的な運営等の検討
例：アート、舞台芸術、活字・映像・音楽等

アート振興ワーキンググループ

我が国アートの国際的な評価、市場活性化、国民資産の有効活用等の検討
例：アート支援組織のあり方、ナショナル・コレクションの形成等

基盤・制度ワーキンググループ

我が国文化芸術振興の基盤となる制度等の検討
例：美術品の公的な鑑定評価制度、文化芸術税制・規制緩和等

グローバル展開ワーキンググループ

我が国文化芸術の国際的な評価、関心を高める方策や展開等の検討
例：国際発信強化、グローバルな人材育成、グローバルな活動環境整備等

2. 議論のフォーカス

- 本WGは、文化経済部会の議論の対象のうち、特に**税制・制度改正等に係る論点**を検討する。
- ただし、非常に論点が幅広いことから、**「文化芸術分野への寄附促進」「美術品の公的鑑定評価制度」「グローバル化・デジタル化の新たな潮流について」**の3つの論点に絞って議論したい。

(1) 文化芸術分野への寄附について

- 文化芸術を支える担い手の多様化について
- 企業からの寄附について
- 個人からの寄附について
- 現物寄附（美術品など）について

(2) 美術品の公的鑑定評価制度について

- 公的鑑定評価制度の目的・在り方について
- 具体的な制度設計の方向性について

(3) グローバル化・デジタル化の新たな潮流について

- 世界の動画等のコンテンツ制作に係る動向について
- 最新テクノロジーを活用した文化芸術活動について

(参考) 文化経済部会吉見座長からのご示唆

- ・ デジタル化は、「縦軸」と「横軸」の二つで考えるべき。

- ・ **縦軸＝時間軸：過去の蓄積を資産化する。**

保存・蓄積・再生のサイクルを形成するために、デジタルアーカイブや文化資産の保存が重要である。その際、相続税の問題などが生じる。

- ・ **横軸＝空間軸：デジタルを軸にいかに関係をグローバルにつなぐか。**

著作権に関する課題、オープンワークや知的財産権の問題。

国内の財が海外に流出するのではなく、海外資本や投資家を呼び込む。

- ・ 縦軸と横軸の交わる場所にあるのは、**人・担い手**。どう育てていくか。

3. 我が国の文化芸術業界を支える構造について

- 我が国の文化芸術分野は、これまで主に補助金等の公費によって支えられてきている構造にある。諸外国、特に多くの欧米先進諸国（フランスを除く）と比べると、公費依存の体質が強く、成長を支えるエコシステムが不在。
- 文化庁の予算規模は、平成15年頃から約1,000億円前後のまま、20年近く横ばいを続けている。

図 1：諸外国における資金調達状況

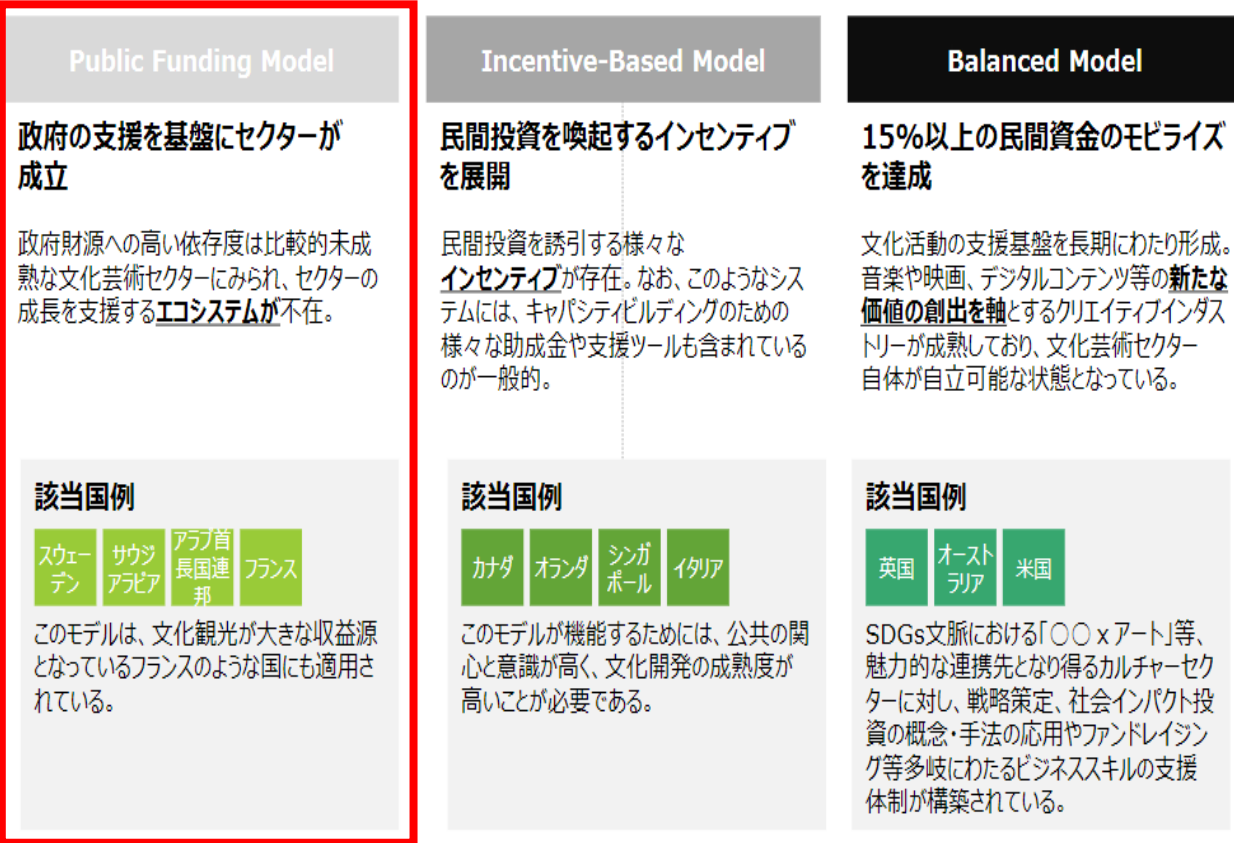
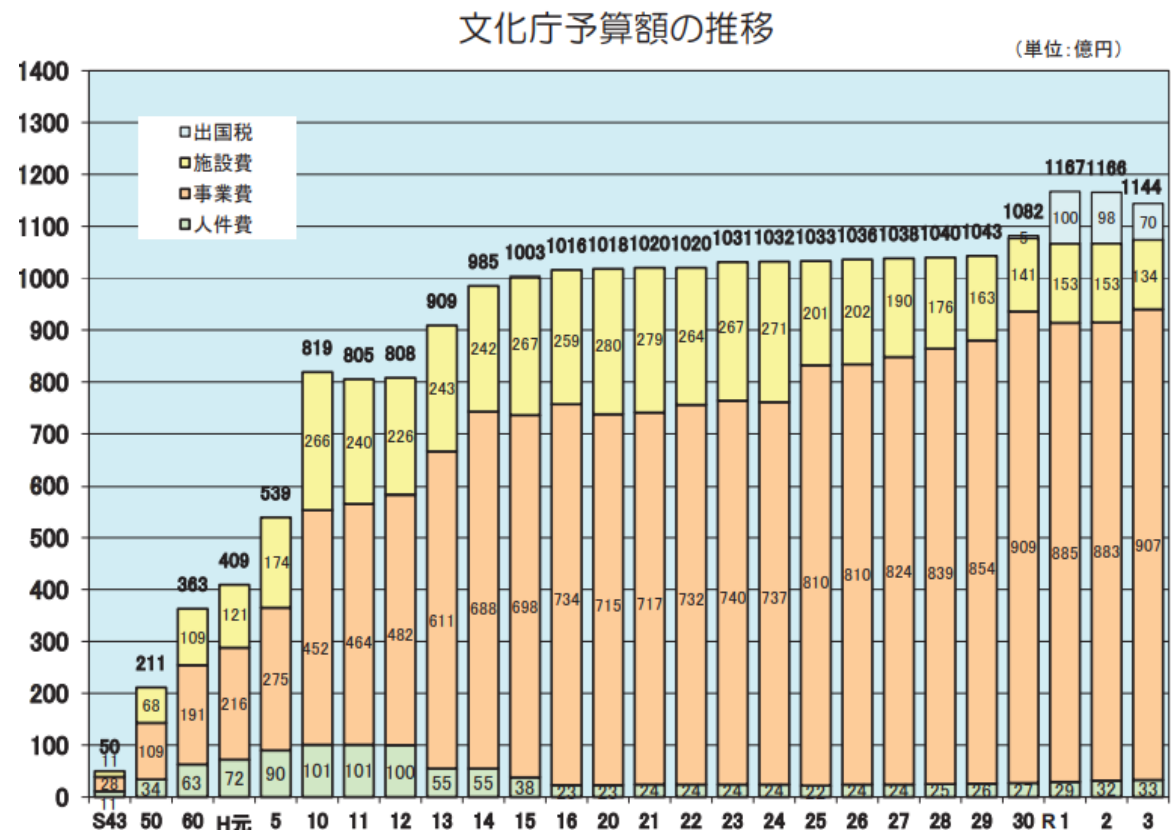


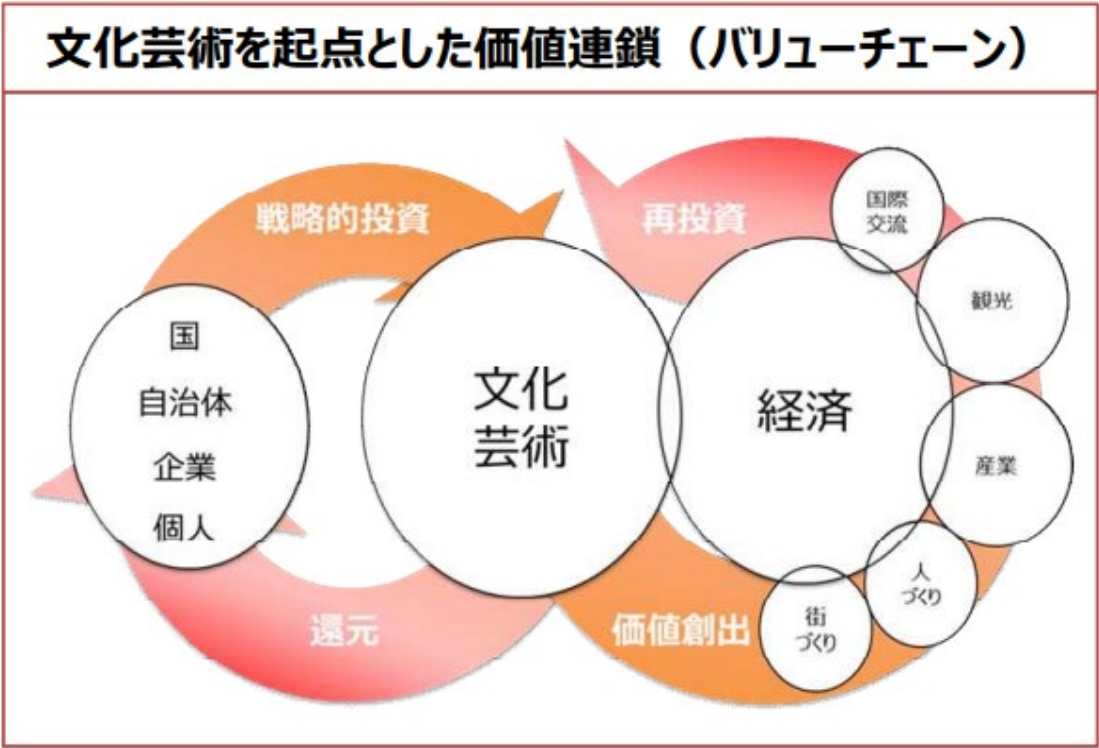
図 2：文化庁の予算推移



4. 文化経済戦略で目指す姿

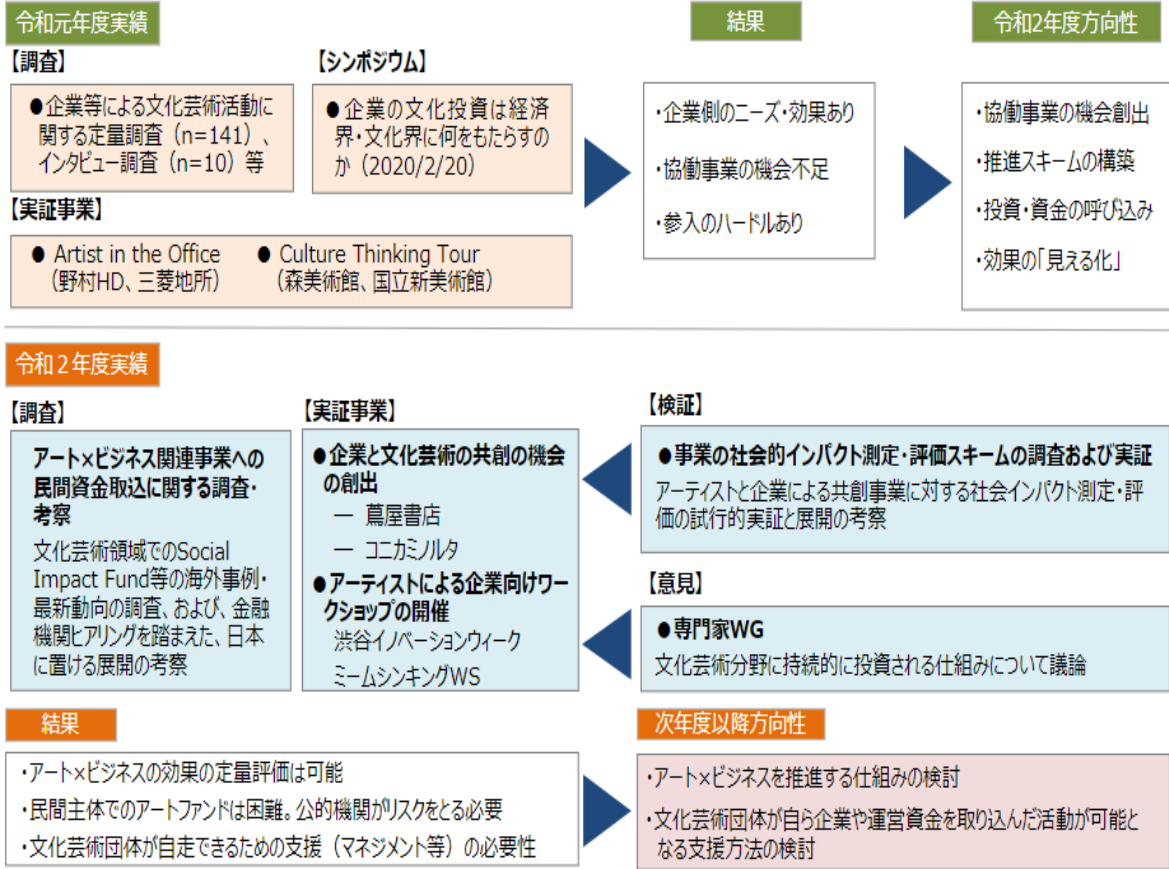
- 2017年12月に政府が策定した「文化経済戦略」においては、文化芸術を起点とした価値連鎖の構造として、**経済領域との連携**や、**国に限らない様々な主体が文化芸術を支える構造**を目指している。
- 令和元年より実施してきた「文化経済戦略推進事業」では、企業からの事業投資を促すための方策について、実証事業等を実施し、企業による文化芸術への投資促進に向けた課題等を整理。

図3：文化経済戦略で目指す姿



(出所)「文化経済戦略 概要」(2017年12月内閣官房、文化庁)

図4：文化経済戦略推進事業（令和元年・2年）



5. 文化芸術に関する寄附の国際比較

- 政府支出によらない文化芸術の支え方として、事業支出・投資や個人消費の喚起を図ることは重要な論点。こうした論点は文化経済部会で扱うが、**本WGでは制度的論点をはらむものとして「寄附」**を取り扱う。
- 「GDPに占める寄附」の国際比較を行うと、我が国は諸外国と比べても、その規模が小さい。

図5：民間からの資金調達に関する分類

政府支出

- 補助金、助成金、補償金他
- 税制優遇措置

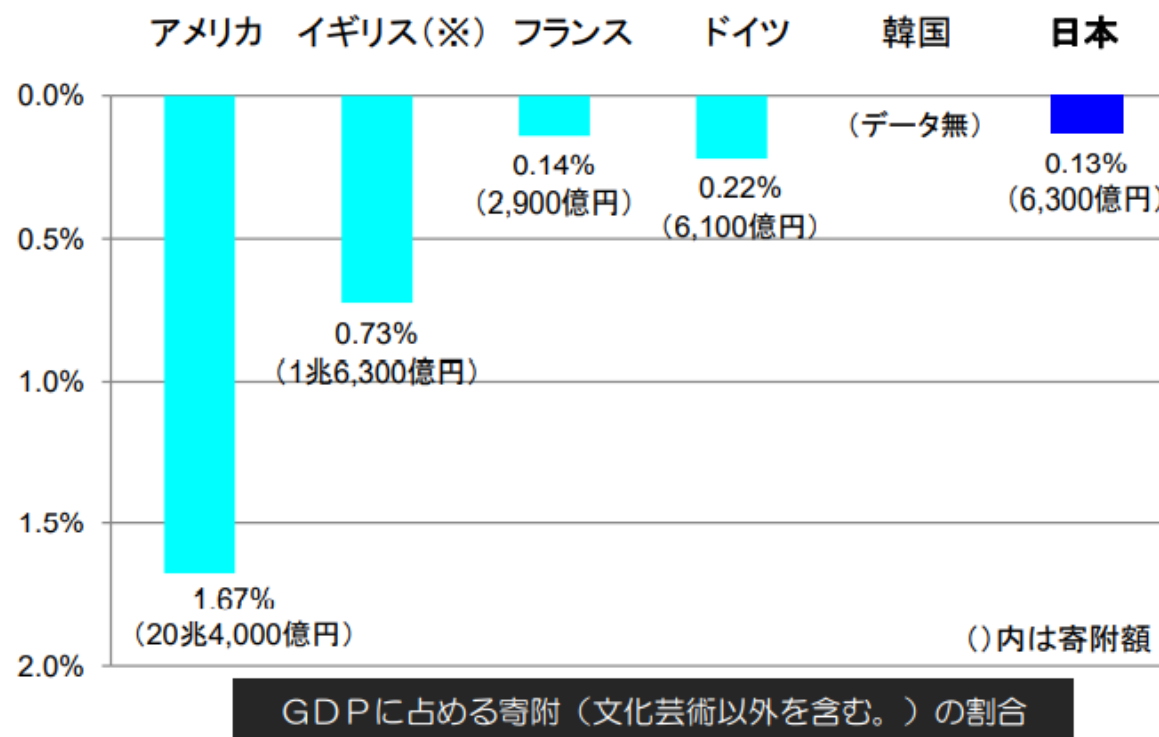
企業

- 事業支出：短期的なビジネス
- 事業投資：中長期的なビジネス
- **寄附：対価を求めない支出**

個人

- 消費：財・サービスの対価としての支出
- **寄附：対価を求めない支出**

図6：寄附の国際比較



(注) GDPに占める寄附の割合は、イギリスの非営利団体であるチャリティーズ・エイド財団 (Charities Aid Foundation) の報告書 (2006) に基づく。諸外国の数値は2005年のもの。日本については、内閣府経済社会総合研究所調査 (2008) に基づく。韓国はデータが得られていない。

(出所) 文化政策部会 (2014年) 文化芸術関連データ集

6. 文化庁関係の税制

■ 我が国の文化芸術関係の税制を見渡すと、寄附税制のうち文化芸術に特化した制度は存在しない。

図7：文化庁関係の税制まとめ

税額控除対象法人に対する寄附	・公益社団・財団法人等のうち一定の要件を満たすもの	【個人の寄附金】 「寄附金額（所得金額の40%が限度）－2千円」を所得控除（所得税） 又は「寄附金（所得金額の40%が限度）－2千円」×40%を所得税額から控除（所得税額の25%が限度）（所得税）	平成23年度～
認定特定非営利活動法人に対する寄附	・学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動		
特定公益増進法人に対する寄附	【公益社団・財団法人】 ・芸術の普及向上に関する業務を行う法人 ・文化財の保存活用に関する業務を行う法人 ・登録博物館の設置運営に関する業務を行う法人 ・登録博物館の振興に関する業務を全国規模で行う法人 【独立行政法人】 ・国立美術館 ・国立文化財機構 ・国立科学博物館 ・日本芸術文化振興会	【個人の寄附金】 「寄附金額（総所得金額の40%を限度）－2千円」を所得控除（所得税） 【法人の寄附金】 寄附金の合計額が特別損金算入限度額〔（所得金額×3.125%＋資本等の金額×0.1875%）×0.5〕のいずれか少ない金額を損金算入※（法人税） ※一般の寄附金の損金算入限度額と別枠で損金算入可	昭和51年度～ （登録博物館に係る業務を行う法人については、平成9年度～） 平成13年度～
認定特定公益信託	・芸術の普及向上に関する業務（助成金の支給に限る）を行う公益信託 ・文化財の保存活用に関する業務（助成金の支給に限る）を行う公益信託	出捐金について特定公益増進法人に対する寄附金と同様の取扱い（所得税・法人税）	昭和62年度～
指定寄附金	【公益社団・財団法人】 ・重要文化財の修理・防災施設の設置に要する費用 【独立行政法人】 ・国立美術館・国立文化財機構・国立科学博物館による重要文化財の収集・保存修理に要する費用	【個人の寄附金】 「寄附金額（総所得金額の40%を限度）－2千円」を所得控除（所得税） 【法人の寄附金】 寄附金の全額を損金算入（法人税）	昭和40年度～ 平成13年度～
相続財産の寄附	【公益社団・財団法人】 ・芸術の普及向上に関する業務を行う法人 ・文化財の保存活用に関する業務を行う法人 【独立行政法人】 ・国立美術館 ・国立文化財機構 ・国立科学博物館 ・日本芸術文化振興会	非課税（相続税）	昭和52年度～ 平成13年度～

※赤枠は文化芸術関係に特化した優遇措置

重要文化財・国宝の譲渡所得	【認定特定非営利活動法人】 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 ・国、地方公共団体、独立行政法人国立美術館・国立文化財機構・国立科学博物館・地方独立行政法人に対する重要文化財（動態・非動態）の譲渡 ・国、地方公共団体、独立行政法人国立文化財機構・国立科学博物館・地方独立行政法人に対する重要文化財・史跡・名勝・天然記念物として指定された土地の譲渡	非課税（所得税） 【個人】2,000万円を限度とする特別控除（所得税） 【法人】損金算入（法人税）	昭和47年度～ 昭和45年度～
国等に譲渡した際のみなし譲渡所得	・国、地方自治体、独立行政法人、公益法人等に対して寄附を行った場合に生じるみなし譲渡所得課税（文化財に限らない）※独法、公益法人等の場合は国税庁長官の承認を得る必要がある ・特に文化観光拠点推進法に基づく認定計画等に係る独立行政法人に対して、当該計画に係る用に供するために美術品を寄贈する場合、みなし譲渡所得課税の非課税措置について自動承認特例（1カ月で認定）を適用	非課税	後者は、令和2年度～
重要文化財等の相続・贈与	・重要文化財である家屋等（土地を含む）の相続・贈与 ・登録有形文化財である家屋等（土地を含む）の相続・贈与 ・伝統的建造物（文部科学大臣が告示するもの）である家屋等（土地を含む）の相続・贈与	財産評価額の70/100を控除（相続税・贈与税） 財産評価額の30/100を控除（相続税・贈与税） 財産評価額の30/100を控除（相続税・贈与税）	平成15年度～
登録美術品の相続	・相続税を金銭で納付することが困難な場合、金銭以外の相続財産で相続税を納付できる ・対象に物故作家の作品だけでなく、現存作家の作品のうち一定のものを加える	登録美術品を相続した場合には、物納の優先順位が不動産等と同等の第一順位となり、登録美術品で物納することが容易となる	平成10年度～ （対象追加は、令和2年度に措置予定）
文化財（美術工芸品）に係る相続	・保存活用計画が認定され、美術館等において寄託・公開されている特定美術品（国宝・重要文化財・登録有形文化財（美術工芸品））の相続	保存活用計画及び寄託契約期間中は相続税を納税猶予（非課税者死亡等により免除）	平成31年度～

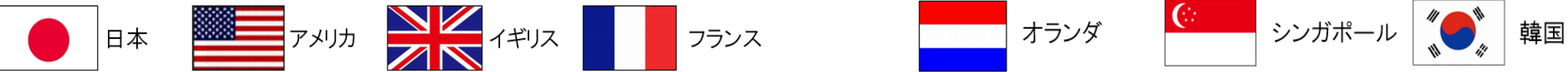
＜地方税＞

事項	措置内容	適用年度	
重要文化財等の所有	・重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物(家屋及びその敷地)	非課税<固定資産税・特別土地保有税・都市計画税>	昭和25年度～
	・登録有形文化財(家屋)		平成8年度～
	・登録有形民俗文化財(家屋)		
	・登録記念物(家屋及びその敷地)	1/2 課税<固定資産税・都市計画税>	平成17年度～
	・重要文化的景観を形成している家屋(文部科学大臣が告示するもの)及びその敷地		
	・重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物である家屋(文部科学大臣が告示するもの)	非課税<固定資産税・都市計画税>	平成元年度～
	・重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物の家屋の敷地等	税額を適宜免除・軽減<固定資産税・都市計画税>	平成12年度～
	・公益社団・財団法人が所有する重要無形文化財の公演のための施設(家屋及びその敷地) ※特例期間は2年、現行は令和4年度末まで	1/2 課税<不動産取得税・固定資産税・都市計画税>	平成20年度～
障害者に対応した劇場・音楽堂等	・障害者・高齢者に対応して高度なバリアフリー対策を行った劇場・音楽堂等 ※特例期間は2年、現行は令和5年度末まで	固定資産税・都市計画税を1/3 減額	平成30年度～

7. 諸外国における寄附に関する税制

■ 諸外国の文化芸術分野への寄附に関する税制は充実しているとの指摘もある。

図 8：諸外国における寄附税制について



寄附金控除の方式	所得控除方式	所得控除方式	所得控除方式	税額控除方式
控除額 の 上限	個人 課税所得の40%まで 法人 (1) 無し(国、地方公共団体、公共法人) (2) (課税所得×6.25%+資本金等の金額×0.375%)×1/2(その他)	課税所得の50%まで(金銭) 課税所得の30%まで(金銭以外)	無し	課税所得の20%まで
控除額 の 計算方法	個人 「寄附価額-2,000円」を課税所得から控除 法人 寄附価額の100%を課税所得から控除(損金算入)	寄附価額の100%を課税所得(調整後総所得)から控除	寄附価額の100%を課税所得から控除(損金算入)	寄附価額の66%を所得税から控除 寄附価額の60%を法人税から控除
繰越・繰延 可能年数	無し	5年	無し	5年
寄附 対象先	一般 ・ 国、地方自治体 ・ 公益社団法人、公益財団法人、その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体 ・ 特定公益増進法人に対する寄附金 ・ 認定NPO法人等 美術品 (一般と同様)	内国歳入庁に認可された公的な非課税団体 (運営費の3分の1が寄附で成立している団体)	歳入関税庁の承認を得ており、慈善目的活動を行っている団体	・ 国や自治体 ・ 公益目的であることを認められた財団やNPO ・ 国立美術館 ・ 文化・教育団体 等
美術品の 課税価格基準	寄附時点の市場価格相当(※)	寄附時点の市場価格相当(ただし、保有期間が1年未満の場合は取得価格相当)	寄附時点の市場価格相当(行政機関、民間専門家、申請者の合意価格)	寄附時点の市場価格相当(寄附時点におけるキャピタルゲインや価値を考慮した価格)

(※) ただし、個人が国・地方公共団体、公益財団法人等に対して美術品を寄贈(特定寄附金を支出)し、租税特別措置法40条が適用された場合には、その贈与は無かったものとみなされることから、譲渡所得が非課税となり、美術品の取得価額が寄附金相当額となる。

寄附金控除の方式	所得控除方式	所得控除方式	所得控除方式
控除額 の 上限	個人 課税所得の10%まで(公益機関: ANBI) 課税所得の10%+文化ANBIへの寄附価格×25%まで(文化公益機関: 文化ANBI) 法人 利益の50%以下、かつ、10万ユーロまで	無し	課税所得の30%まで(指定寄附金の場合)
控除額 の 計算方法	個人 寄附価額全額(ANBIへの寄附)、寄附価格の125%(文化ANBIへの寄附)を課税所得から控除 法人 寄附価額全額(ANBI)、寄附価格の150%(文化ANBI)を課税所得から控除	寄附価額×250%を課税所得から控除(2015年は建国50周年により寄附価格×300%を控除) 寄附価額×250%を課税所得から控除	課税所得の10%まで 課税所得の30%まで(指定寄附金の場合) 寄附価格の15%(2,000万ウォン以下)、30%(2000万ウォン超)を課税所得から控除(非営利団体への寄附) 寄附価格×100%(金銭)、簿価(物品)
繰越・繰延 可能年数	無し	5年	5年
寄附 対象先	一般 ・ ANBI ・ 文化ANBI 美術品 (一般と同様)	政府に認可された公益団体	行政機関が認定した非営利法人
美術品の 課税価格基準	寄附時点の市場価格相当	寄附時点の市場価格相当	(各美術館の内部規定に準ずる)(※)

(※) 美術館への美術品寄附に際しては、「博物館及び美術館振興法」に基づき、寄附を受ける施設が鑑定評価委員会を設置して評価を実施する。

8. 文化芸術に係る寄附の種類

■ 文化芸術に係る寄附の種類は、寄附の主体や方法論によって、以下のような種類がある。

図9：寄附の種類

(1) 法人の寄附

- 国・地方公共団体への寄附・指定寄附金 = 全額損金算入
－企業版ふるさと納税（自治体）
＝ 全額損金算入 + 税額控除（寄附額の6割） = 実質9割
- 指定寄附金 = 全額損金算入
- 特定公益増進法人・NPO法人への寄附 = 損金算入（上限有）
－メセナ協議会への寄附（＝公益増進法人寄附）
- 一般の寄附金 = 損金算入（上限有）

(2) 個人の寄附

- 寄附金控除（所得控除） = 寄附額 - 2,000円（上限：所得の40%）
－国・地方公共団体への寄附（含むふるさと納税）
－特定公益増進法人・NPO法人・特定公益信託等への寄附等
－クラウドファンディング・投げ銭等の手法
- 寄附金特別控除（税額控除） = 寄附額の40%（上限：所得税の25%）
－認定NPO法人等、公益社団法人等への寄附金
－政党等への寄附金（控除率は30%、上記寄附とは別枠）

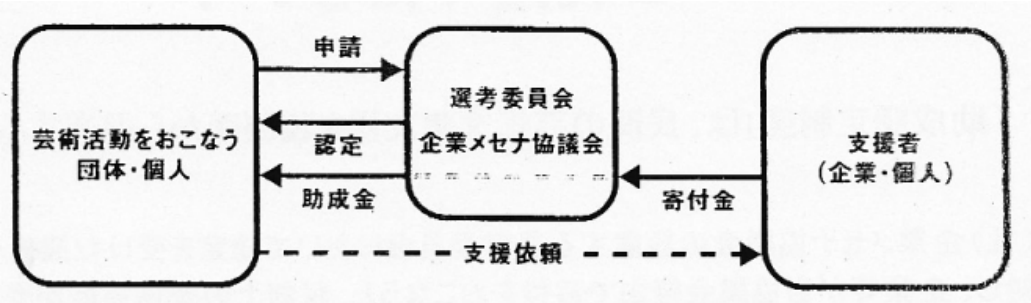
(3) その他

- 財を寄贈する場合も、基本的には考え方は同じだが、寄附時のキャピタルゲインが「みなし譲渡所得」とみなされ、課税対象。また、**公益法人等に寄贈する場合**、一定の要件の下、みなし譲渡所得非課税の措置が適用できるが、その場合、**寄附金控除は取得価額相当分に適用**される。
- 相続財産を国・地方公共団体・公益信託・公益法人・NPO法人などに**遺贈**した場合、当該財産について**相続税の対象としない特例**が存在。
- 外国法人への寄附について、国内に適格法人等が存在しない場合は、寄付金控除等の対象外となる。

9. 企業からの寄附について①（メセナ）

■ 企業からの寄附として代表的なものは、メセナ。1990年に設立された公益社団法人メセナ協議会を通じて、文化芸術領域への助成が行われているが、2020年度の助成実績は約2.3億円。

図 1 0：メセナ税制（特定公益増進法人への寄附）



1. 法人の場合

法人税法上の定めでは寄付金に対して課税が発生しますが、営業活動や事業を継続していくうえで必要と認められた寄付については、一定額までの損金算入ができます。

通常、寄付金が損金算入される額は次の計算式で出される額となっています。
◆損金算入限度額＝[資本金などの金額×事業年度の月数／12×2.5／1,000＋当該事業年度の所得金額×2.5／100]×1／4

企業メセナ協議会は特定公益増進法人のため、協議会への寄付金は、上記の一般の寄付金の損金算入限度額とは別枠で、下記の算式で損金限度額まで算入されます。

■ 特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額
＝（資本金等の金額× 事業年度の月数／12×3.75／1,000 ＋ 所得の金額 × 6.25／100）×1/2
*資本金と資本積立金額の合計額

2. 個人、任意団体の場合

所得控除か税額控除のどちらかを選択できます。

●寄付をしたらどのくらい税金が減額されるの？

- ・ポイントその1
2つの方法を選ぶことができます。
所得控除と税額控除
- ・ポイントその2
東京都にお住まいの方（住民票が東京都の場合）はさらにお得。
当協議会は東京都から条例指定されているため、東京都にお住まいの方は個人住民税も税額控除されます（上限：総所得金額等の30%まで）。

図 1 1：メセナ協議会への寄附推移

2021 芸術・文化による社会創造ファンド[2021ArtsFund]

年 度	寄付総額	助成総額
2016 年度	377,876,359 円	312,131,769 円
2017 年度	256,823,600 円	191,149,911 円
2018 年度	332,193,261 円	300,837,133 円
2019 年度	326,212,289 円	324,521,423 円
2020 年度	174,023,742 円	168,341,792 円

「芸術文化による災害復興支援ファンド」（GBFund）

年 度	寄付金総額	寄付金累計額	助成金総額	助成金累計額
2017 年度	4,367,060 円	159,085,370 円	4,897,390 円	145,430,577 円
2018 年度	1,445,824 円	160,531,194 円	3,080,000 円	148,510,577 円
2019 年度	1,532,627 円	162,063,821 円	1,303,127 円	149,813,704 円
2020 年度	3,587,455 円	165,651,276 円	3,444,376 円	15,3258,080 円

助成認定制度

年 度	寄付件数	寄付総額	助成総額
2016 年度	337 件	62,765,639 円	67,485,639 円
2017 年度	412 件	76,613,798 円	77,024,613 円
2018 年度	471 件	74,981,467 円	75,820,652 円
2019 年度	499 件	75,797,558 円	73,572,558 円
2020 年度	289 件	65,311,020 円	60,146,020 円

（出所）メセナ協議会HPより

10. 企業からの寄附について②（企業版ふるさと納税の概要）

- 平成28年に措置された「企業版ふるさと納税」は、令和2年度の制度拡充によって、事実上、寄附額の「**最大約9割**」相当額が税額控除の対象となっており、**企業へのインセンティブ効果が極めて高い**。
- 令和2年度改正時には、**補助金の自治体負担分に充当することを可能**にする措置なども行われ、博物館クラスター推進事業・文化財補助金等の**文化庁の関連補助金も適用対象**となっている。

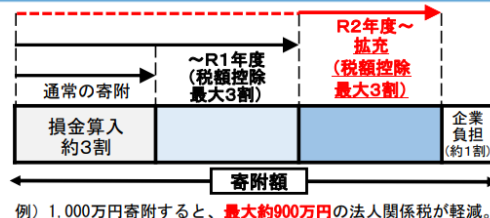
図12：企業版ふるさと納税の概要

企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

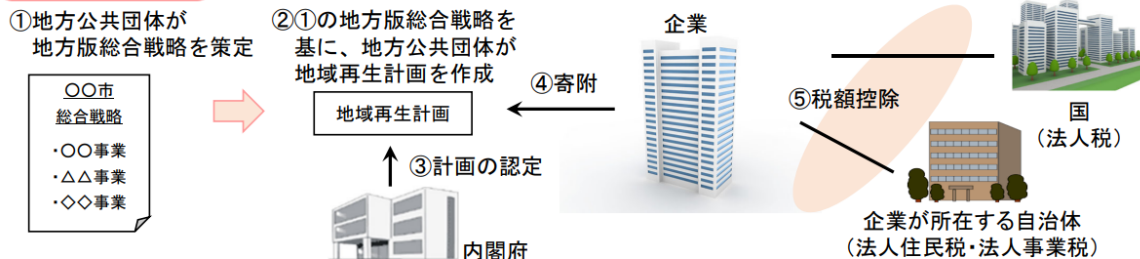
制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への**経済的な見返りは禁止**
- **寄附額は事業費の範囲内**とすることが必要
 - ※ 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。
 - ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。



- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。（法人住民税法人税割額の20%が上限）
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。（法人税額の5%が上限）
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。（法人事業税額の20%が上限）

活用の流れ



◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数: 46道府県1,260市町村（令和3年度第3回認定後）

図13：補助金との併用

地方創生関係交付金や地方財政措置を伴わない補助金・交付金（普通交付税措置のみによる場合も含む。）に加え、**併用可能な国の補助金・交付金の範囲を拡大**する。併せて、企業版ふるさと納税と併用する場合に、**優先採択などのインセンティブを付与**する。

- 7府省の80補助金・交付金について、企業版ふるさと納税との併用が可能となる。
- 4省の7補助金・交付金について、インセンティブを付与する。

【併用可能な補助金・交付金】80件

- ・内閣府：地方創生関係交付金、子ども・子育て支援整備交付金等
- ・総務省：過疎地域等自立活性化推進交付金等
- ・文部科学省：博物館クラスター推進事業等（文化財補助金も含む）
- ・農林水産省：農山漁村振興交付金等
- ・国土交通省：地域公共交通確保維持改善事業費補助金、社会資本整備総合交付金等
- ・環境省：自然環境整備交付金、循環型社会形成推進交付金等
- ・防衛省：施設周辺整備助成補助金等

【インセンティブ付与可能な補助金・交付金】7件

- ・内閣府：地方創生推進交付金（一定以上の寄附を充当する場合に、事業期間の延長）
- ・文部科学省：博物館クラスター推進事業（優先採択）
- ・農林水産省：鳥獣被害防止総合対策交付金（優先採択）、農山漁村振興交付金（優先採択）
- ・国土交通省：社会資本整備総合交付金（配分に当たり配慮）、「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業（採択に当たり配慮）、防災・安全交付金（配分に当たり配慮）

※地方財政措置の中でも、「特別交付税によるもの」や「元利償還金に対する地方交付税措置のある地方債によるもの」を一覧化しています。普通交付税措置のみによる補助金・交付金については、現行でも併用が認められています。

＜寄附を地方負担分に充てる場合＞

※地方創生関係交付金等と同様



※地方財政措置を講ずる際には、企業版ふるさと納税に係る寄附金は、特定財源として取り扱う。
・特別交付税…地方負担額から企業版ふるさと納税に係る寄附金を控除した額に措置率を乗じる。
・地方債…地方負担額から企業版ふるさと納税に係る寄附金を控除した額に充当率を乗じる。

（注）博物館クラスター推進事業の募集案内において、「また、企業版ふるさと納税に係る寄附は、自主財源となっている部分に充当することが可能となっています（本補助金と併用可能）。併用された場合は、予算の執行状況も踏まえ、審査の際に考慮されます。」との記述あり。

1 1. 企業からの寄附について③（企業版ふるさと納税の概要－経済的な利益供与）

- 企業版ふるさと納税は「寄附」という性質上、「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」は、禁じられているが、以下のように個別のケースについて詳細に整理され、**法人のメリットが明確化**されている。

図 1 4：企業版ふるさと納税に関するQ & A（抜粋）

総 説		禁止される具体例の例示	【Q5-1-1】	■ 禁止される具体例（基本は、個別具体的に判断） ○商品券やプリペイドカードなど換金性が高い商品を提供すること。 ○寄附を行うことを公共事業の入札参加要件とすること。 ○まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設を専属的に利用させること。
個 別 事 例 の 詳 述		許容される具体例の例示	【Q5-1-2】	
契 約 一 般	寄附を行った法人を契約の相手方とすること	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約	【Q5-2-1】	■ 許容される具体例 ○寄附企業に対し、感謝状その他これに類するものを贈呈すること。 ○地方公共団体のホームページ、広報誌、県政広報番組等において、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を紹介するにあわせ、寄附企業の名称を他の寄附者と並べて紹介すること。 ○まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等に銘板等を設置し、寄附企業の名称を他の寄附者と並べて列挙すること。 ○社会通念上許容される範囲内で記念品その他これに類するものを贈呈すること
		上記以外の事業に係る契約	【Q5-2-2】	
	すでに契約関係にある法人から寄附を受領すること		【Q5-2-3】	
ネーミングライツ	寄附を行った法人をネーミングライツ契約の相手方とすること	有償のネーミングライツ契約	【Q5-3-1】	■ 法人にとってのメリットの例示 ○寄附による社会貢献を通じた法人のイメージアップや認知度の向上 ○地域社会の活力向上などへの貢献 ○創業地など縁のある地域への恩返し ○事業分野以外の分野を含む地方公共団体の地方創生プロジェクトへの支援による、SDG s 達成に向けた取組みの推進、ESG に配慮した経営の遂行 ○地方公共団体をはじめ、当該地方公共団体による地方創生プロジェクトに関わる多様な主体との新たな関係の構築
		無償のネーミングライツ契約 ← 禁止	【Q5-3-2】	
施 設 等 の 利 用	寄附を行った法人に対し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等を利用させること		【Q5-4-1】(番号改定)	
	寄附により整備されたサテライトオフィスを、当該寄附を行った法人に専属的に利用させること		【Q5-4-2】(新設)	
寄附法人の子会社等	寄附を行った法人の関係会社を契約の相手方とすること		【Q5-5】	
契約関係類似の関係	寄附を行った法人との間で一定の関係を成立させること		【Q5-6-1】	
	すでに一定の関係にある法人から寄附を受領すること		【Q5-6-2】	
そ の 他	法人にとってのメリット		【Q11】	

1 2. 企業からの寄附について④（企業版ふるさと納税の好事例と課題）

■ 近年、企業版ふるさと納税を活用した文化芸術関係の好事例も出てきている。

図 1 5：企業版ふるさと納税の好事例

①岡山県瀬戸内市の事例

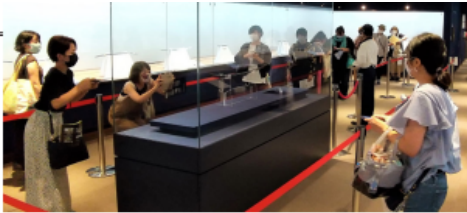
36

岡山県
瀬戸内市

令和2年度
全国表彰
受賞

「国宝『山鳥毛』を
生まれ故郷へ
―伝統の備前刀を岡山の力で守り抜く―」

▼岡山県瀬戸内市瀬戸内市役所



国宝「山鳥毛」の展示中は訪問客数が大幅に増加し、まちの賑わい・観光に貢献した

寄附活用事業の
成果

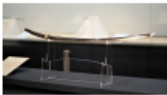
国宝「山鳥毛」を購入し、
日本刀文化を未来に伝える

瀬戸内市長船地区は、かつて全国一の日本刀の生産量を誇り、日本刀の聖地とも呼ばれています。しかし、市内に国宝や重要文化財指定の刀剣は残されていませんでした。そのような折、備前刀の中でも1、2を争う逸品である国宝「山鳥毛」が岡山県外へ流出する動きがあり、これを購入し、岡山県で守っていくという事業を立ち上げました。これを機に日本刀文化継承の機運を高めていくことでシビックプライドにつなげ、日本刀文化を子どもたちの教育素材として活用します。また、観光資源としても活用し、関係人口・交流人口の増加にもつながります。

寄附活用事業の
成果

「山鳥毛」を購入することができ、
守り続ける第一歩となった

普及啓発活動のなかでシビックプライドが育まれた
事業が目される市の認知度が上がりイメージアップ
関係人口が大幅に増え、市に貢献したいという気持ちを持った人が増加



上杉謙信の愛刀で、備前刀の最高峰といわれる国宝「太刀 無銘一文字(号)山鳥毛」

地方公共団体 寄附受入れの経緯・工夫

寄附を募るに当たって、市に縁のある企業や刀に関心があるような企業をリストアップし、電話等で連絡するところから開始。市の事業や企業版ふるさと納税制度の内容を記載したパンフレットを企業に送付したことで、市内の地方版に新聞広告を出したことも効果がありました。市長のトップセールスが寄附の決め手となったケースも多いですが、寄附企業が他の企業に声をかけてくれた結果、即決で寄附が決まったこともありました。ふるさと納税やクラウドファンディングとあわせて資金集めを行ったことや、地域新聞や放送局などの協力を得たことで、事業そのもののイメージや認知度が上がったことも寄附につながりました。また、プロジェクトに共感してくれた、地域で発信力のある方をアンバサダーに任命し、当市と企業とのパイプ役を担っていただいたことも大きな効果がありました。多くの方に日本刀に興味を持っていただくため、刀に関連のある神社やイベント等で積極的にPRを行い、SNSで日本刀に関するプチ情報を積極的に発信しました。

寄附企業 寄附の経緯・効果

岡山県の宝を守ることで地域に貢献したいという思いから寄附を決めました。瀬戸内市から届いた内覧会では、実際に購入した国宝を目の前で見ることができ、県外に流失しなくて本当に良かったと感じています。

企業版ふるさと納税の活用

金額	寄附先
737,360千円	岡山県瀬戸内市
312,010千円	岡山県瀬戸内市
154千円	岡山県瀬戸内市

岡山県瀬戸内市工業株式会社
岡山県瀬戸内市工業株式会社
岡山県瀬戸内市工業株式会社
岡山県瀬戸内市工業株式会社
岡山県瀬戸内市工業株式会社
岡山県瀬戸内市工業株式会社
岡山県瀬戸内市工業株式会社
岡山県瀬戸内市工業株式会社
岡山県瀬戸内市工業株式会社
岡山県瀬戸内市工業株式会社

②香川県の事例

40

香川県

海外からの来場者を呼び込み
国際交流を強化

▼瀬戸内国際芸術祭を中心としたイベント推進プロジェクト



2019年の「瀬戸内国際芸術祭」では、海外からの来場者をより多く迎えた Photo: Miyawaki Shintaro

寄附活用事業の
成果

アジア各国からの来場者の受入態勢を強化

2010年から3年に一度のトリエンナーレ方式で開催している「瀬戸内国際芸術祭」は、現代アートを活用して地域の活性化を目指す取組であり、回を回すごとに盛り上がりを見せています。芸術祭の開催年以外にもアート作品を継続展示するなど、地域が一体となって交流人口の拡大に向けた取組を行ってきました。本事業では、2019年に開催された芸術祭に向けて、特にアジア各国からの来場者の受入態勢を強化しました。多言語対応スタッフを育成するとともに、繁体字、ハングルで記載されたパンフレットや案内板を新たに用意したことで、よりスムーズな運営につながりました。

寄附活用事業の
成果

世界各国からの来場者が増え、
経済効果が30%アップ

「瀬戸内国際芸術祭」の来場者数、来場者の外国人割合がともに増加
県内外外国人宿泊者数が増加
特にアジア各国からの来場者受入態勢が整い、円滑な案内につながった



多くの外国人ボランティアスタッフが芸術祭に参加した Photo: Miyawaki Shintaro

地方公共団体 寄附受入れの経緯・工夫

従前より寄附をいただいていた芸術祭の協賛企業等から企業版ふるさと納税を活用した寄附をいただくことが多くなりました。寄附企業には、芸術祭における活動や展示作品などを取りまとめた記録集を贈るとともに、次回の芸術祭に向けた準備の進捗状況やイベントなどを伝えるメールマガジンを送付するなど、寄附をいただいた後においても、寄附企業との関わりを大切にしていることが継続的な寄附につながっています。多くの寄附企業が、芸術祭での受付業務や作品制作のボランティア活動、自社ホームページで芸術祭を盛り上げる活動など、自発的な取組を通じて事業をサポートしてくれています。

寄附企業 寄附の経緯・効果

過疎化が進む瀬戸内海の美しい島々に活力を取り戻そうとする芸術祭の開催に賛同して継続的な寄附を行っています。休校していた閑末島の小中学校の再開や、国立ハンセン病療養所がある大島への定期観光船の就航、休耕田となっていた島島の棚田の風景の復活など、芸術祭が地域の活性化に寄与していることも寄附のモチベーションにつながっています。

③京都府の事例

アート&クラフト市場の活性化と文化観光のコラボによる文化芸術産業創生事業

若手アーティストたちがコンテンポラリーに表現した作品が一堂に展覧される「ARTIST'S FAIR KYOTO」の開催を通して、既存の美術ファンに留まらず、企業経営者など支援者となる新たな層とアーティストを結び、地方にあってこそ才能ある作家が特長的に活動し、新たな文化が創造され続けるサイクルを整え、かつ、文化資産を舞台にアーティストの創造性を生かして新たな発表の場をつくり、社会で芸術を共有する機会の広がりを生み出すことを目指します。

令和2年度の取組

- 「ARTISTS' FAIR KYOTO 2021」の開催
 - 1. 時期：2021年3月6日(土曜日)～7日(日曜日)
 - 2. 会場：京都文化博物館別館、京都新聞ビル地下1階
 - 3. 概要：
 - 国内外で活躍するアーティスト達がセレクトした、将来に期待を寄せる若手アーティスト達の作品を主体に、京都を代表する近代建築をユニークにしつらえた会場で展示公開。「美術展とアートフェアの境を取り払った新しいアートイベント」として人気を集める。
 - 会場では若手アーティスト達が観客を待ち受けており、作家×観客の販売も交えたコミュニケーションによって完成するオルタナティブで「熱気溢れる」展覧会。国内外のアート関係者、アートファンのみならず、都内・関西の著名な企業経営者から、訪日観光客まで多彩な層が来場。
 - 展覧会開催後にも若手アーティスト達へ国内外のアート関係者、企業関係者等から多くの制作依頼があり、国内外で広く、次世代の日本の美を発信する機会となっている。

※開催を予定していた、「Art Collaboration Kyoto」は新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度に延期。

1 3. 企業からの寄附について⑤ (企業版ふるさと納税の好事例と課題)

- 地域によっては活用が進んでいるものの、自治体によってバラツキがある。内閣府等から制度周知やマッチング機会の提供を行っているが、**周知不足や自治体内部の連携不足等の課題**が指摘されている。

図 1 6 : マッチング会の例

主催：一般社団法人全国古民家再生協会

官民連携で地域の課題を解決する

企業と地方公共団体との

マッチング会

日時 **1月19日** ※14:00~17:00 開催方法 **WEB (ZOOM)**

企業版ふるさと納税を活用した、官民連携による地方創生の取組を推進するため、「企業と地方公共団体とのマッチング会」を開催いたします。企業版ふるさと納税により、税額負担の軽減やSDGsへの貢献などが見込めます。

地域に残る登録有形文化財を守り地域に活力を!

地域に残る登録有形文化財がどんどん姿を消している。官民連携で地域の宝を活かす時!!

国の登録有形文化財になっている建築物の解体が続いている。本来、近代の貴重な建築物が容易に取り壊されないようにするために導入された制度だが、修復費用の負担などを重荷に感じた所有者が建物を手放すケースが後を絶たないという。解体などで登録を抹消されたケースは平成8年の制度創設から計180件。自治体所有の建築物が解体された事例もあり、行政だけに頼らない支援の仕組みづくりが必要!!

企業版ふるさと納税の活用に向け、内閣府も全面バックアップ!

登録有形文化財を活かし残し地域の核へ!

修繕困難な登録有形文化財 官民連携で地域の課題解決を 地域の文化・歴史を残す資産としてを再生し関係人口拡大 目指し持続可能な地域再生へ 登録有形文化財のあり方を再興へ

内閣府・文化庁から制度説明や各地域での事例もお伝えし、企業と自治体の橋渡しをおこないます!

開催詳細 詳細に関して、予言なく変更となる場合もございます。予めご理解のほどをお願いいたします。

日時: 2022年1月19日(水) 14:00~17:00
開催方法: WEB (Zoom)
費用: 無料
対象者: 自治体・企業をはじめとする企業版ふるさと納税制度利用に興味がある方
登壇: 各自治体より制度等の解説/事例発表/自治体プレゼン/企業プレゼン etc
協力: 内閣府/文化庁/一般社団法人地域観光資源開発推進機構/一般社団法人ロングステイ財団
古民家ツーリズム推進協議会/二地域居住促進プロジェクトチーム
主催: 一般社団法人全国古民家再生協会

申込方法 **下記、専用フォームよりお申し込みください。** **申込締切 2022年1月11日(火)**

参加のお申し込みは左記QRコードよりアクセスいただき専用フォームにご入力いただくか、全国古民家再生協会 ホームページよりお申し込みをお願いいたします。お申し込みの際は、メールアドレスの入力が必要です。
また、フォームよりお申し込み後、ご登録いただいたメールアドレスへ自動返信メールをお送りしています。必ず自動返信メールをご確認ください。

一般社団法人 全国古民家再生協会
03-6275-0795 info@g-cpc.org 河野・山本

地方再生SDGs 官民連携 プラットフォーム

図 1 7 : 企業版ふるさと納税のマッチング成立の課題

(自治体への周知の問題)

- 自治体において文化関係事業を推進する部署と企業版ふるさと納税などの制度を担当する部署が異なることから、両者の連携がうまくいっていないと、そもそも選択肢として上がってこない。
- 特に事業担当の部署が、制度の存在や活用方法を知っているかどうか重要だが、知らないケースも多い。

(自治体での案件形成の問題)

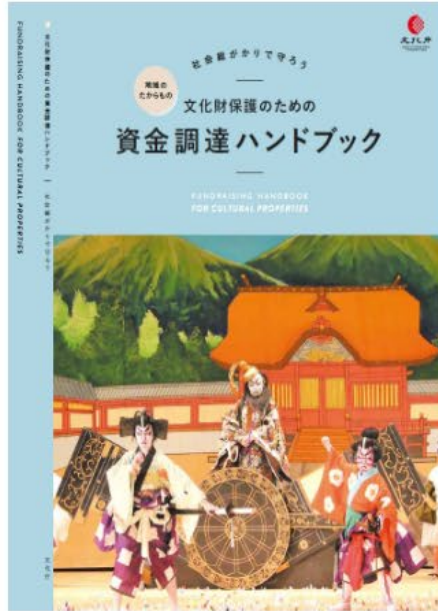
- 実際に活用を進める場合に、具体的な寄附企業の見つけ方や、その先の案件形成において苦労しているケースが多い。
- 地域でこうした取組をコーディネートする人が必要ではないか。

(企業側の課題)

- 企業側はメリットを感じた場合の意思決定は早い。むしろ自治体との調整過程において断念するケースはよく聞かれる。
- 大企業でも制度のことを知らないことも多く、周知が不十分では。

(参考) 文化財保護のための資金調達ハンドブック

クラウドファンディング



クラウドファンディング

CASE STUDY B-1

江戸時代の歴史的建造物を後世に残したい

東京都江戸川区にある「江戸時代」の歴史的建造物を後世に残したいという目的で、クラウドファンディングを実施しました。このプロジェクトは、江戸時代の歴史的建造物を後世に残したいという目的で、クラウドファンディングを実施しました。

資金調達

2014年11月、クラウドファンディングを実施し、約100万円を調達しました。この資金は、江戸時代の歴史的建造物の修復に使用されました。

新緑（江東区）

江戸時代の歴史的建造物を後世に残したいという目的で、クラウドファンディングを実施しました。このプロジェクトは、江戸時代の歴史的建造物を後世に残したいという目的で、クラウドファンディングを実施しました。



クラウドファンディング

CASE STUDY B-2

本家の焼き物を取り戻す〜参道刀匠プロジェクト〜

東京都江戸川区にある「江戸時代」の歴史的建造物を後世に残したいという目的で、クラウドファンディングを実施しました。このプロジェクトは、江戸時代の歴史的建造物を後世に残したいという目的で、クラウドファンディングを実施しました。

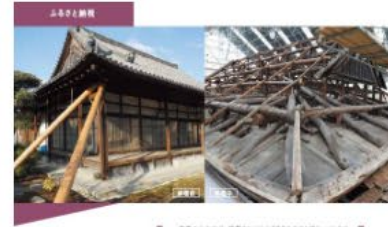
資金調達

2014年11月、クラウドファンディングを実施し、約100万円を調達しました。この資金は、江戸時代の歴史的建造物の修復に使用されました。

新緑（江東区）

江戸時代の歴史的建造物を後世に残したいという目的で、クラウドファンディングを実施しました。このプロジェクトは、江戸時代の歴史的建造物を後世に残したいという目的で、クラウドファンディングを実施しました。

ふるさと納税・企業版ふるさと納税



ふるさと納税

CASE STUDY E-1

寄附金で街場の危機にあった建造物の修理

東京都江戸川区にある「江戸時代」の歴史的建造物を後世に残したいという目的で、クラウドファンディングを実施しました。このプロジェクトは、江戸時代の歴史的建造物を後世に残したいという目的で、クラウドファンディングを実施しました。

資金調達

2014年11月、クラウドファンディングを実施し、約100万円を調達しました。この資金は、江戸時代の歴史的建造物の修復に使用されました。

新緑（江東区）

江戸時代の歴史的建造物を後世に残したいという目的で、クラウドファンディングを実施しました。このプロジェクトは、江戸時代の歴史的建造物を後世に残したいという目的で、クラウドファンディングを実施しました。



ふるさと納税

CASE STUDY E-2

築城400年にむけ寄附金の使い道を拡充

東京都江戸川区にある「江戸時代」の歴史的建造物を後世に残したいという目的で、クラウドファンディングを実施しました。このプロジェクトは、江戸時代の歴史的建造物を後世に残したいという目的で、クラウドファンディングを実施しました。

資金調達

2014年11月、クラウドファンディングを実施し、約100万円を調達しました。この資金は、江戸時代の歴史的建造物の修復に使用されました。

新緑（江東区）

江戸時代の歴史的建造物を後世に残したいという目的で、クラウドファンディングを実施しました。このプロジェクトは、江戸時代の歴史的建造物を後世に残したいという目的で、クラウドファンディングを実施しました。

地域活性化ファンドからの投資



クラウドファンディング

CASE STUDY D-1

重伝建地区で分譲型ホテルを運営

東京都江戸川区にある「江戸時代」の歴史的建造物を後世に残したいという目的で、クラウドファンディングを実施しました。このプロジェクトは、江戸時代の歴史的建造物を後世に残したいという目的で、クラウドファンディングを実施しました。

資金調達

2014年11月、クラウドファンディングを実施し、約100万円を調達しました。この資金は、江戸時代の歴史的建造物の修復に使用されました。

新緑（江東区）

江戸時代の歴史的建造物を後世に残したいという目的で、クラウドファンディングを実施しました。このプロジェクトは、江戸時代の歴史的建造物を後世に残したいという目的で、クラウドファンディングを実施しました。

PFI方式／コンセッション



クラウドファンディング

CASE STUDY G-1

コンセッション方式で、重伝建地区の町家ホテルを運営

東京都江戸川区にある「江戸時代」の歴史的建造物を後世に残したいという目的で、クラウドファンディングを実施しました。このプロジェクトは、江戸時代の歴史的建造物を後世に残したいという目的で、クラウドファンディングを実施しました。

資金調達

2014年11月、クラウドファンディングを実施し、約100万円を調達しました。この資金は、江戸時代の歴史的建造物の修復に使用されました。

新緑（江東区）

江戸時代の歴史的建造物を後世に残したいという目的で、クラウドファンディングを実施しました。このプロジェクトは、江戸時代の歴史的建造物を後世に残したいという目的で、クラウドファンディングを実施しました。

見せる修理 修理観光収入を工事費の一部に充当



クラウドファンディング

CASE STUDY H-3

修理観光が工事費の一部に充当

東京都江戸川区にある「江戸時代」の歴史的建造物を後世に残したいという目的で、クラウドファンディングを実施しました。このプロジェクトは、江戸時代の歴史的建造物を後世に残したいという目的で、クラウドファンディングを実施しました。

資金調達

2014年11月、クラウドファンディングを実施し、約100万円を調達しました。この資金は、江戸時代の歴史的建造物の修復に使用されました。

新緑（江東区）

江戸時代の歴史的建造物を後世に残したいという目的で、クラウドファンディングを実施しました。このプロジェクトは、江戸時代の歴史的建造物を後世に残したいという目的で、クラウドファンディングを実施しました。

1 4. 個人からの寄附について①（（独）日本芸術文化振興会への寄附）

- 個人からの寄附について、公的な受け皿としては、**独立行政法人日本芸術文化振興会**の文化芸術振興基金等が挙げられるが、直近で新たな寄附受入実績はほぼ存在しない（3名、1,000円（金額表記のある1名のみ））。
- コロナ禍に対応した**文化芸術復興創造基金**は、366件／約6,174万円の寄附を集めた（2021/11時点）。

図 1 8：芸術文化振興基金について

芸術文化振興基金の仕組み

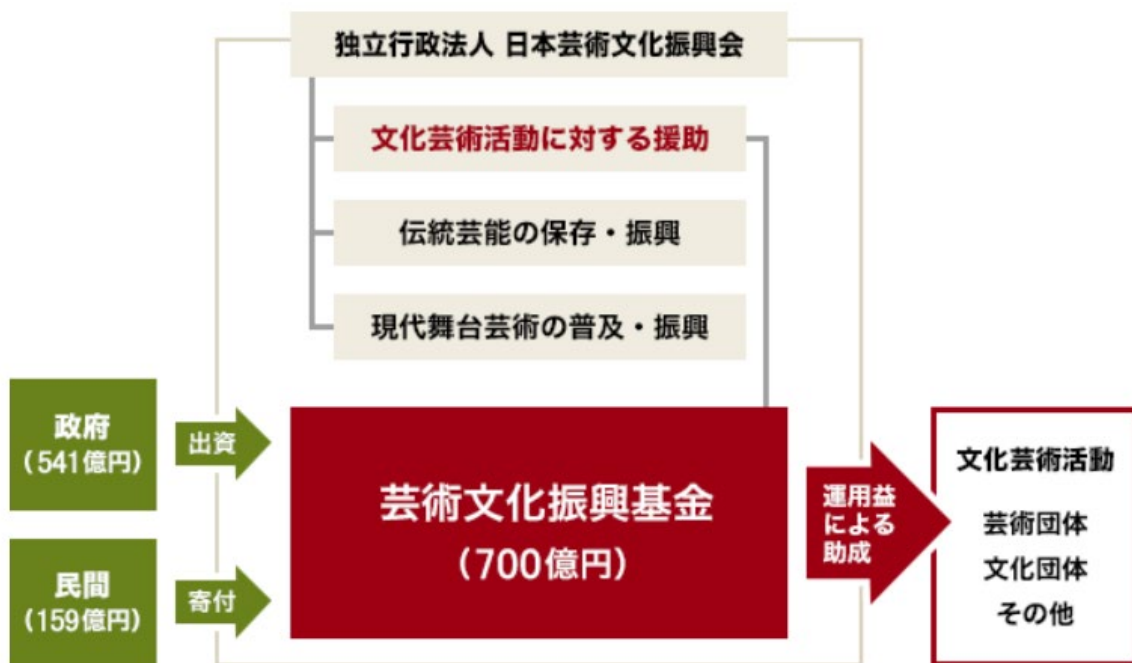


図 1 9：文化芸術復興創造基金について

文化芸術復興創造基金について

文化芸術復興創造基金については、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、今後の我が国の文化芸術の振興や普及を図るために、以下の活動を行う文化芸術団体等の事業活動の継続に必要な経費を支援するために活用させていただきます。
1,000円 からご寄附いただけます。

- ① 舞台芸術等の活動
- ② 地域文化関係の活動
- ③ 文化財関係の活動
- ④ 映画芸術関係の活動

※ただし、対象とする活動を限定して行う場合があります。

文化芸術復興創造基金 募金状況

寄附件数: 366件 寄附金額: 61,737,632円(2021/11/30現在)

15. 個人からの寄附について②（コロナ禍における新たな動き）

- 一方で、コロナ禍において苦境に陥る文化芸術関係者への寄附の動きが起こり、クラウドファンディングやふるさと納税、ライブ開催とともに行う寄附募集など、新たな取り組みがみられた。

図 20：コロナ禍で生じた新たな寄附に係る取組

①クラウドファンディング（READYFOR株式会社） ②ふるさと納税型クラウドファンディング（京都市）

③和楽器バンド「たる募金」

和楽器バンドが、日本の伝統芸能・文化をサポートする活動「たる募金」を展開。ライブ会場に募金箱としてたるを設置し、寄附を募る取り組みを実施。

第一弾：東京和楽器に**800万円**を寄附

※同社は廃業の危機にあるといわれていた

第二弾：福山市に琴工房支援のため

400万円を寄附

第三弾：（一社）岐阜和傘協会に

570万円を寄附

第四弾：（公財）沖縄県文化振興会と共に、沖縄県の伝統芸能・文化・楽器制作支援のため実施中

ふるさと納税型クラウドファンディング実施概要

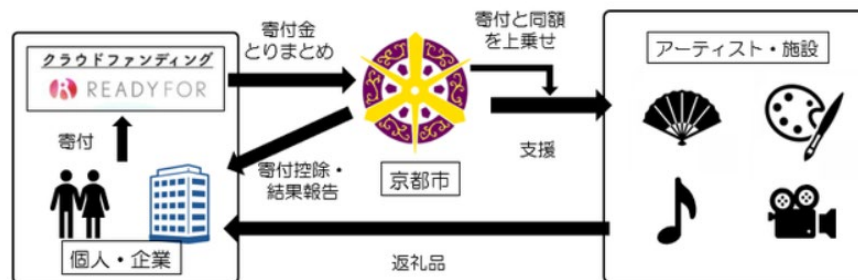
調達資金使途：文化芸術関係者の事業再開のため、アーティストを応援する「挑戦サポート交付金」、発表・鑑賞拠点を支援する「発表・鑑賞拠点継続支援金」として活用

募集期間：2020年9月18日（金）～2020年11月13日（金）

募集方法：READYFOR株式会社（※）の運営する下記ページにプロジェクトを公開し、寄付を募ります

挑戦サポート交付金 <https://readyfor.jp/projects/kyotocityartproject2020>

発表・鑑賞拠点継続支援金 <https://readyfor.jp/projects/kyotocityartspace2020>



京都市ふるさと納税×アーティスト応援 | 創作を途絶えさせない



京都市ふるさと納税×文化拠点 | 表現が生まれる場所を守りたい



（出所）READYFOR株式会社HPより

■美術館

「一般公開なくして大原美術館ではない。作品との出会いを守るご支援を。」

実行者：公益財団法人 大原美術館 / 目標金額：23,480,000円

■博物館

「散逸の危機から立花家の重宝を守る | 柳川・立花家史料館にご支援を」

実行者：公益財団法人立花財団 立花家史料館 / 支援金額：22,614,000円

■伝統芸能

「寄席の危機に想いを寄せて | 江戸から続く落語・寄席文化存続にご支援を」

実行者：一般社団法人落語協会・公益社団法人落語芸術協会 / 支援金額：80,429,000円

■舞台芸術

「文学座の歩みは止まらない。100年を見据え、継続のためのご支援を。」

実行者：文学座 / 支援金額：22,772,000円

■寺社仏閣

「奈良・聖林寺 | 国宝 十一面観音、観音堂改修のためのご支援を」

実行者：聖林寺 / 支援金額：17,182,000円

■イベント

「日比谷音楽祭2021 | みんなでつくる音楽祭の実現へ向けて」

実行者：日比谷音楽祭事務局 / 支援金額：11,777,000円

（2021年6月15日11時時点）

美術館

大原美術館

一般公開なくして大原美術館ではない。作品との出会いを守るご支援を。



新型コロナウイルス感染症の影響で、入館料収入が激減した大原美術館。赤字だとしても「開館」を続けたい。という意志に全国からの応援の声が集まり、美術館のクラウドファンディングとしてREADYFOR過去最高額を記録。

支援総額 **¥2,348万** 支援者人数 **1,707人**

舞台芸術

文学座

文学座の歩みは止まらない。100年を見据え、継続のためのご支援を。



座長制・出演者の管理などコロナ禍の舞台芸術の厳しさを訴えながら、劇団の存続を呼びかけた。座員みながそれぞれに発信活動を行い、チラシ等を使ってオフラインでも多くの支援を集めた。劇団のプロジェクトとしてREADYFOR過去最高額。

支援総額 **¥2,277万** 支援者人数 **820人**

イベント

日比谷音楽祭

日比谷音楽祭2020 | 開催中止で仕事を失ったスタッフサポートを



施設閉鎖が実行委員長を務める音楽祭。中止決定後、準備に携わっていた（出演者以外の）音楽関係者に報酬をすべく立ち上がったプロジェクト。結果的に、音楽の裏方仕事の多岐多岐を紹介する機会にもなった。2021年は開催決定、運営費を再びクラウドファンディングで募った。

支援総額 **¥1,088万** 支援者人数 **1,298人**

1 6 . 個人からの寄附について③（チケット寄附税制）

- 令和2年5月に新設されたチケット寄附税制では、音楽コンサートや同人誌即売会などでの利用が多くみられた。主催者へのアンケートによれば、団体のイベントなどへの固有ファン層が厚いイベントで特に活用が進んだ。

図 2 1 : チケット寄附税制について

チケット寄附税制の概要

○政府の自粛要請を受けて、新型コロナウイルス感染拡大防止のため文化芸術・スポーツイベントを中止・延期・規模縮小した主催者に対して、チケット代金の払戻しを受けない（放棄する）ことを選択した観客等が、その金額分（※1）について寄附金控除（※2）を受けられる制度を創設（5月1日より運用開始）。

（※1）年間ごとに合計20万円までのチケット代金分が本制度の対象となる。

（※2）所得税（所得控除又は税額控除）及び個人住民税（自治体が条例で定めた場合）が対象。

手続きフロー

STEP
1

主催者 ⇄ 文化庁・スポーツ庁

主催者からの申請に基づき、文化庁・スポーツ庁が対象イベントを指定（※）申請から約1～2週間て指定

- 現に中止等（中止・延期・規模縮小）されたイベントを幅広く対象とします。
- 対象イベントは、文化庁・スポーツ庁のHPに順次アップします。

STEP
2

主催者 ⇄ 参加者（払戻しを受けないことを選択された方）

参加者が対象イベントの主催者に払戻しを受けないことを連絡。主催者から、指定行事証明書と払戻請求権放棄証明書入手。

STEP
3

参加者 ⇄ 税務署

確定申告の際に、上記2点の証明書と共に申告。（e-taxでの申告も可能）
⇒寄附金として税優遇の対象となります。

指定要件

- ①文化芸術又はスポーツに関するものであること※1
- ②令和2年2月1日から令和3年1月31日までに開催された又は開催する予定であったものであること
- ③不特定かつ多数の者を対象とするものであること（広く一般にチケット等が販売されており、数名以上の参加が想定されていたものを指します）
- ④日本国内で開催された又は開催する予定であったものであること
- ⑤新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、現に中止・延期・規模縮小されたものであること
- ⑥⑤の場合に払戻しがされたもしくはされる予定であること※2

※1 例えば「音楽コンサート、エンターテインメント、伝統芸能等の公演イベント」、「映画、博物館等の観覧イベント」「プロスポーツの試合、マラソン大会等の参加型スポーツイベント」などのイベントを想定。

※2 払い戻しを行わないイベントは対象とならない。

申請・指定実績（2021年10月時点）

○指定数：1,211件 ※5月28日(金)最終指定
うち文化芸術関係：1,055件（音楽、演劇、舞踊、伝統芸能等）
うちスポーツ関係：156件（観戦型スポーツ、参加型イベント等）

図 2 2 : 主催者の声

- この緊急事態下に、この制度を新設していただきありがとうございます。サポーターの皆さんが「自分ができる方法」でクラブを支えようとしてくださっているの、その選択肢の一つとしてご案内できたのはよかったと思います。
- 制度についての発表があった際には、設定していた払戻申請の締め切りを既に過ぎていたため、申し出は少なかったのですが、我々が法人格を持たず、年度末～年度初における年1回の事業実施のみという、比較的特殊な団体でありながら、こうした制度の対象となれたことは、大変有難く思います。
- 私どものような公益財団法人は従来から税額控除のための領収書を発行することが可能でしたが、本制度の指定も併せて受けることで、寄付の呼びかけを積極的にすることができるという大きなメリットがありました。
- 地方のオーケストラとして活動をしておりますが、本制度指定を受けたご案内による返信では、特に会員様からは心温まる多くの励ましのお言葉をいただきました。
- 同人誌即売会もこうした枠組みの中に入れていただき、ありがとうございます。今後の支援策にも同様のご配慮をいただくと幸いです。

1 7. 個人からの寄附について④（クラウドファンディング）

- 特にコロナ禍においては、クラウドファンディングによる寄附が増加。代表的なプラットフォームの一つであるREADYFOR株式会社では、2021年に628件、19.5億円の文化芸術関係プロジェクトが成立した。
- コロナ禍を契機に、個人が文化芸術を支える機運の高まりがみられる。その一方で、寄附を受ける文化施設側においては、複数の課題が存在している。

図 2 3 : READYFOR株式会社での
文化芸術に関する案件実績

	達成金額	うち 寄附型	達成PJ	支援 人数
2018	8.4億円	0.8億円	523件	5.4万人
2019	9.5億円	0.6億円	605件	6.5万人
2020	14.8億円	2.1億円	657件	10.0万人
2021	19.5億円	2.8億円	628件	11.8万人
合計	52.2億円	6.3億円	2,413件	33.6万人

図 2 4 : 受け手となる文化施設側の課題

- ファンドレイジングに取り組むための人的リソースが足りない（特に小規模施設）。
- 案件達成に必要な広報力を培うための人的リソースやノウハウがない。
- 公立館の場合、ファンドレイジングなどの自助努力をすればするほど、予算が減らされる（減らされるおそれがある）ため、却って動きが取れない。
- 受贈益が生じるため、実際に受けた達成金額よりも実際の裨益が小さい（そのこと自体を知らない可能性がある）。

1 8. 個人からの寄附について⑤（ギフティング、投げ銭）

- デジタル技術を用いて、スマートフォンやPCなどを通じてギフティングを行ういわゆる「**投げ銭**」も、ライブエンタメやスポーツを中心に増加。また、日本発のVtuberが上位ランキングを席巻するなど、一部では盛ん。
- 「投げ銭」を活用する目的は様々であるが、**公益的な寄附を集める取組も**行われている。調査会社によれば、国内の潜在市場規模として約3,000億円にのぼるとの試算もある。

図 2 5：投げ銭の事例

- 2021年のYouTubeのスーパーチャット（ライブ配信中に視聴者が配信者に金銭を寄附する方法）ランキングでは、日本発のVtuberが上位を独占している。

1位：潤羽るしあ（ホロライブ）：1億9536万3698円	日本発Vtuber
2位：桐生ココ（ホロライブ）：1億7245万4829円	
3位：雪花ラミィ（ホロライブ）：1億1489万2359円	
4位：兎田ぺこら（ホロライブ）：1億524万2263円	
5位：天音かなた（ホロライブ）：1億432万2931円	
6位：宝鐘マリン（ホロライブ）：1億202万8264円	
7位：森カリオペ（ホロライブEN）：9897万2784円	
8位：桃鈴ねね（ホロライブ）：8571万7883円	
9位：小鳥遊キアラ（ホロライブEN）：8353万822円	
10位：Bispo Bruno Leonardo：8130万4190円	

- スポーツ界でも、プロ野球球団・サッカーチームなどをはじめ、様々なスポーツにおいて試合観戦中に寄附を行うことができるサービスを導入するチームが増えてきている。

図 2 6：投げ銭による寄附集めの事例

- 公益財団法人鼓童文化財団**は、オンライン開催のライブにて投げ銭による寄附を募り、**約565万円**を集めた。
- VtuberホロライブEN所属のワトソン・アメリア氏、**米国動物愛護団体**への寄附を募る9時間のチャリティ配信を実施し、**約2,500万円**を集めた。
- Vtuberにじさんじ 黛灰氏、配信活動によって得た収益から、**約1,000万円**を、**一般財団法人日本児童養護施設財団**に寄附。
- Vtuber/バーチャルメイド喫茶「ますかれーど」が、1周年記念配信にてチャリティーセールを開催し、**一般社団法人日本乳癌学会**に売上金全額の**約200万円**を寄附。

19. 個人からの寄附について⑥（クラウドファンディング、投げ銭を取り巻く税制）

- クラウドファンディングや投げ銭は、寄附者と受贈者の形態で税の取扱いが異なる。
- これらの案件成立にあたっては、中間でコーディネートするデジタルプラットフォーマーの取り組みが重要となる。新経済連盟などでは、2021年度から税制改正提言の中でも言及している。

図27：クラファンと投げ銭の税関係

- ①個人→個人の場合
 - － 寄附者に寄付金控除は適用されない
 - － 受贈者に贈与税が適用
- ②個人→法人（公益法人等）の場合
 - － 寄附者に寄付金控除が適用
 - ※受贈者が公益法人等でない場合は不適用
 - － 受贈者に受贈益が発生する
- ③法人→法人（公益法人等）の場合
 - － 寄附者に寄付金控除が適用
 - － 受贈法人に受贈益が発生
- ④法人→個人の場合
 - － 寄附者に寄付金控除が適用
 - － 受贈者に一時所得が発生

図28：新経済連盟「2022年度税制改正提言」（抜粋）

3-2-⑬. コロナ禍を契機とした共助のための税制

趣旨

- コロナ禍や度重なる災害を受け、民間同士の助け合いの重要性の認識向上
- 応援する側とされる側を媒介するデジタルプラットフォームに着目し、より多くの人の力によってコロナ問題を乗り越える必要
- また、災害救援やコロナ患者受入の医療機関への支援等、時々において必要な民間の金銭的支援を促す税制とすることが必要

具体策

- 「**応援税制**」の創設
 - コロナ問題解決のためのデジタルプラットフォームを提供した「**クラウドファンディング※**」「**ギフティング**」事業者を認定し、その費用の一部を税額控除（赤字繰延特例を含め）
 - ※寄付型、購入型クラウドファンディングを念頭
 - 上記スキームを活用して応援に参加した**個人や事業者も税制優遇**
- また、寄附税制の対象となる寄付先について、公益法人等だけでなく災害支援を行う法人、コロナ患者を受け入れる医療機関等を広く対象とする等、抜本的に見直し

（出所）一般社団法人新経済連盟「2022年度税制改革提言」より

20. 新たな形態の寄附について（NFTの活用）

■ 近年では、**NFT（non-fungible token）**を活用した新たな寄附の形等も生まれてきている。

図29：NFTを活用した寄附等への活用事例

**名和晃平氏の「White Deer (Oshika)」の原盤データをNFT化
石巻市へパブリックアートの寄贈を目指す**

（株式会社TRiCERA、2021年11月5日）



○現代アートのグローバルマーケットプレイス事業を展開する株式会社TRiCERAは、彫刻家・名和晃平氏の彫刻作品「White Deer (Oshika)」の原盤3Dデータ／コンセプトムービー／ドキュメントムービーを含むデータパッケージを、NFTとして販売いたします。

○名和晃平氏コメント

「今回の取り組みは新しい時代を迎えた私たちにとって、パブリックアートとは何か、社会彫刻が持つ意味とは何か、という問いかけでもあります。芸術祭やアートスペースがつくれる時、さまざまなプレッシャーと限られた予算のなかでアーティストは可能な限りの挑戦をします。その場その時にしか生まれ得ない奇跡の塊のような作品たちを、どのように維持管理し次世代に繋ぐのかと考えた時、NFTの持つ社会的な意義や役割が見えてきました。」

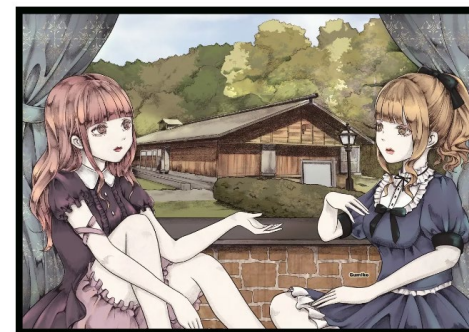
（出所）PRTIMES 株式会社TRiCERAのプレスリリースより

観光×NFTの実証実験を、あるやうむ（北海道札幌市）が（一社）北海道きたひろ観光協会（北海道北広島市）と開始

（株式会社あるやうむ、2022年1月27日）

○地方自治体向けにふるさと納税の返礼品にNFTを採用するためのソリューションを提供する株式会社あるやうむ（北海道札幌市）は、一般社団法人北海道きたひろ観光協会（北海道北広島市）と観光振興にNFTを活用する実証実験を開始いたします。

○今回活用するNFTは札幌市在住のNFTイラストレーター・鹿間ぐみこ描き下ろしイラストNFTです。このNFTを、北海道きたひろ観光協会があるやうむの技術協力のもと、現地での申し込みによる抽選販売を行います。NFTの発行にはHokusai APIが使用され、パブリックチェーンであるPolygonチェーン上で観光NFTが発行されます。



（出所）PRTIMES 株式会社あるやうむのプレスリリースより

2 1. 現物寄附について①（美術品の寄附）

- 現物寄附、特に美術品の寄贈については、令和4年度税制改正要望を提出したが、認められなかった。
- 課題として、税の原則論のほかに、**美術品の「時価」の透明性の低さ**なども課題となった。その課題解決の観点からも、公的な鑑定評価制度の整備が必要不可欠である（次回の主要論点）。

図30：美術品寄贈に係る令和4年度税制改正要望

（4）国等への美術品の寄贈に係る寄附金控除等の特例措置の拡充【所得税等】

我が国にとって重要な美術品の適切な保存及び積極的な活用を図るため、個人が保有する一定の美術品を国・地方自治体・独立行政法人等に対して寄贈する際に、現在取得価額とされている寄附金控除の適用金額を時価相当額とすること等を要望する。



図31：アート市場活性化ワーキンググループでの議論

（3）公的な鑑定評価の仕組みの導入

誰もがアートを購入しやすい環境を作るためには、アートの価格が客観的に分かりにくいこと、寄附や相続の際の価格根拠や算定の仕組みが不透明であるなどの課題を解決することが重要である。すでに多くのアート作品が国民の財産として流通しているが、「フローからストックへ」という世界的な潮流の中で、アート作品の時価をどのように算定していくのか議論が必要なタイミングにきている。時価評価は会計の世界ではグローバルスタンダードである。不動産価格の評価においては、鑑定士制度が整備されているように、公的な鑑定評価の仕組みを導入することにより、時価を評価する仕組みを作り、アート作品を国民の財産として可視化することが、公平で透明な市場形成につながると考えられる。また、アート市場活性化のためには、より多くの事業者や買い手の参入が必要である。透明性を高めると同時に、購入の後押しとなるような優遇措置等（予算、税制等）を拡充し、より多くの人が参入しやすい環境を整えることが重要である。

2.2. 現物寄附について②（遺贈）

- コレクターは、**美術品等を収集・保管した後の処理まで含めて、税務に係る措置を考える必要がある**。その際、**相続財産を国・自治体・公益法人等に遺贈することにより、相続税の計算に入れないことが可能**。
- 今後、コレクターの高齢化の進展に伴い、今後より一層、**遺贈のニーズが高まると**と思われる。国立館等では、受入を行っている館もあるが、中小規模の館では、受入に際して生じる受贈益負担が課題として指摘される。

図3-2：美術品に関わる税務処理

■ 取得

- ・法人の場合、100万円未満であれば減価償却資産として経費計上可。

■ 保管

- ・適切な保管環境にない場合、美術品の劣化等により価値低減のおそれ。

■ 美術品を手放すとき

① 売却・贈与

- ・譲渡所得が発生
- ・公的機関等への贈与の場合、寄付金控除等（取得価額）

② 遺贈

- ・公益法人等が相手先の場合、相続税にカウントしない。

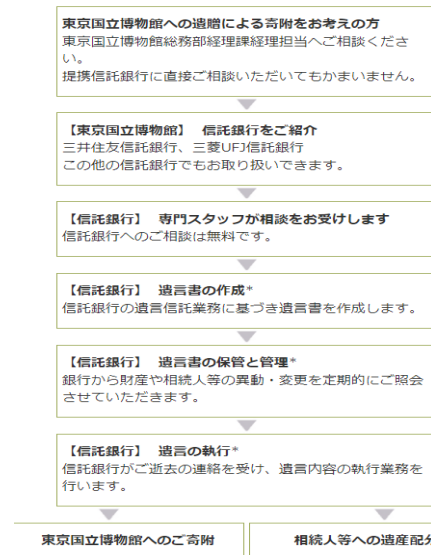
③ 相続

- ・登録有形文化財や登録美術品の場合、相続税猶予等の特例あり。

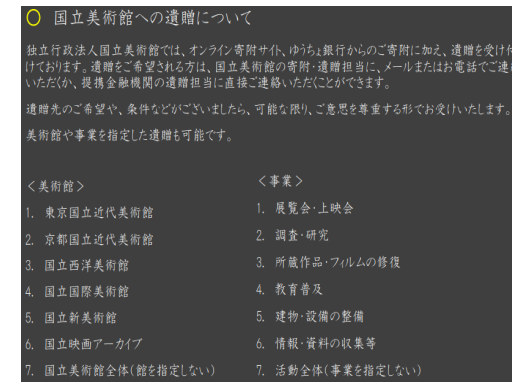
図3-3：遺贈について

- 国、地方公共団体、公益法人、公益信託、認定NPO法人への遺贈の場合、一定の要件を満たす場合は、相続税の計算に入れないことが可能。
- 複数の国立館では信託形式での受け入れなども行っている。

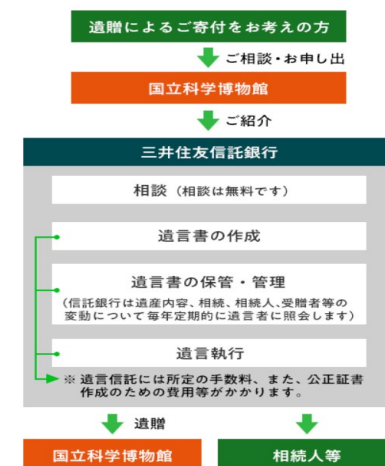
東京国立博物館



国立美術館

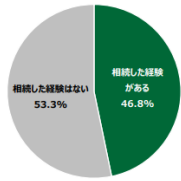


国立科学博物館

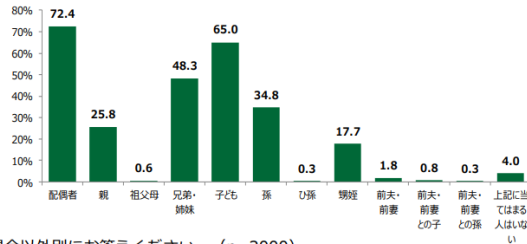


(参考) 日本財団が実施した遺贈に関する調査 (60～79歳男女、n=2,000)

Q あなたは、どなたかの財産を相続したことがありますか。(n=2000)

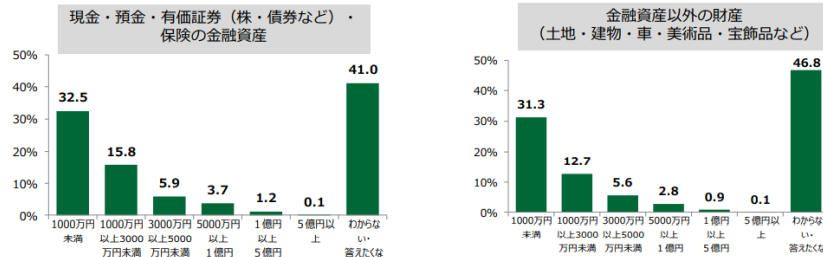


Q 以下のうち、あなたの親族(同居は問わず)をすべてお選びください。(n=2000)



Q あなた個人が保有している財産の総額を、現金/現金以外別にお答えください。(n=2000)

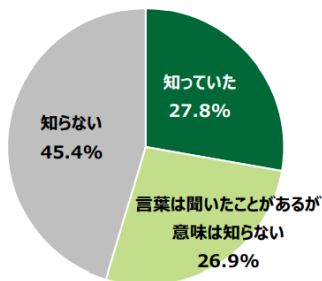
財産とは・・・あなたが保有する現金、有価証券(株、債券など)、土地、建物、車、貴金属、その他所有物などを総称して「財産」と呼びます。



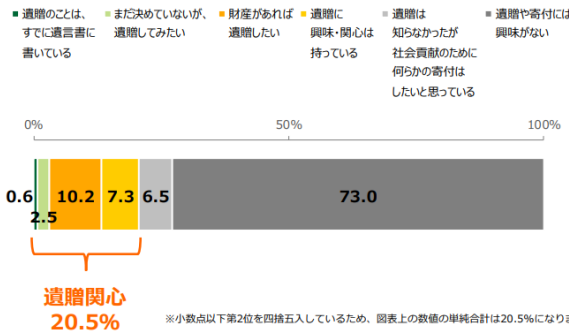
「遺贈」という言葉について3割弱が意味まで知っている。「言葉は聞いたことがあるが、意味は知らない」(26.9%)を含め、過半数が言葉は認知していた。遺贈について遺言書に記載している人は0.6%、遺贈してみたいと回答したのは2.5%。「財産があれば遺贈したい」「遺贈に興味・関心は持っている」も含めると、全体の5人に1人は遺贈への興味関心を持っている。

遺贈とは
遺贈とは、遺した財産を遺言書(ゆいごんしょ)によって、社会貢献団体など相続人以外の者に渡すことを表します。自分自身で、遺した財産の使い道を決められる良さがあります。

Q あなたは上記説明のような「遺贈」という言葉を知っていましたか。(単一回答)(n=2000)



Q あなたは「遺贈」をしてみたいと思いますか。(単一回答)(n=2000)



遺贈したい団体は、「社会的に意義のあることに使ってもらえる団体」(41.1%)がトップ。次いで、「自分の意思に沿って使ってもらえる団体」(30.4%)と続く。遺贈寄付をする場合に寄付したいと思うものは、「現金・預金・有価証券・保険の金融資産」(65.2%)が最多。

■遺贈関心層・寄付関心層

Q どのような団体に対して遺贈したいとお考えになりますか。(複数回答)(n=540)

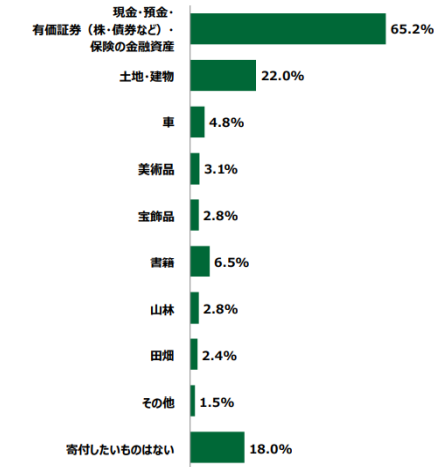
遺贈したい団体		
1位	社会的に意義のあることに使ってもらえる団体	41.1%
2位	自分の意思に沿って使ってもらえる団体	30.4%
3位	地域に根ざした活動を行っている団体	17.2%
4位	経営がしっかりしていて、将来への信頼性が高い団体	17.0%
5位	これまでの活動実績が良いと思う団体	16.3%
6位	国際的に活動をしている団体	11.3%
7位	遺贈した財産を団体の管理費に使わない団体	11.3%

※8位以下は、次の通り。

「知名度のある団体」(6.5%)、
「生前に遺贈を決めた後も、関わりがあり面倒見の良い団体」(6.3%)、
「友人・知人が運営に関わっている身近な団体」(4.1%)、
「自分の名を基金名や事業名で遺してくれる団体」(3.0%)、
「その他の団体」(5.4%)

■遺贈関心層・寄付関心層

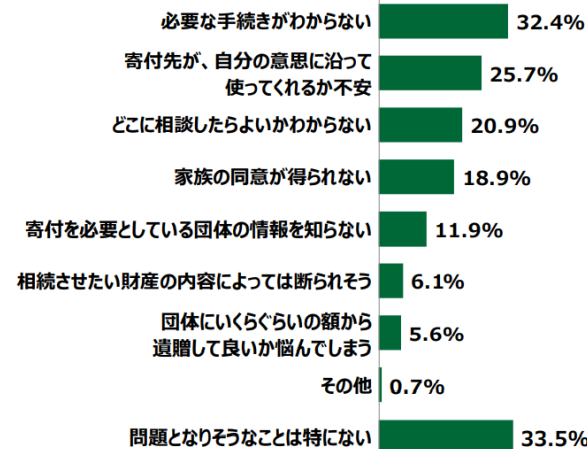
Q 社会貢献団体や慈善団体へ遺贈寄付をする場合、寄付したいと思う内容をすべてお選びください。(複数回答)(n=540)



問題となりそうなことを確認したところ、約3分の1の人は「問題となりそうなことは特にない」と回答。問題となりそうなこととして最も多いのは、「必要な手続きがわからない」(32.4%)。次いで「寄付先が、自分の意思に沿って使ってくれるか不安」(25.7%)、「どこに相談したらよいかわからない」(20.9%)と続く。

■遺贈関心層・寄付関心層

Q 実際にあなたが遺贈を行うとした場合、どのようなことが問題となりそうですか。(複数回答)(n=540)



2 3. 本日は議論いただきたい論点

- (1) 文化芸術への多様な資金調達の促進、とりわけ寄附促進にあたって、ここまでで挙げられていない論点で 整理すべき課題は何か。
- (2) 企業からの寄附促進について、企業版ふるさと納税の更なる活用を促進する上で、企業や自治体などの事業主体側にどういう課題が存在するか。
- (3) 個人からの寄附促進について、コロナ禍を契機に新たな少額多数の寄附が増加していると考えられるが、これらの促進に向けた実態運用上の課題、税制・制度上の課題は何か。
- (4) 現物寄附の促進について、生前のうちに備えを進める観点から、課題となる点は何か（美術品の時価算定の透明性向上は次回議論する）。